

こ 成 保 1 2 3
こ 支 虐 1 1 7
令和5年8月4日

各 { 都道府県知事
指定都市長
中核市長
児童相談所設置市長 }

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長

保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）

児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、こども・子育て家庭の状況を適切に把握し、こどもの安全確保を最優先に行うことが重要です。

これまで、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「連名通知」という。）（別添1）をお示しし、学校、保育所等から市町村及び児童相談所に対する定期的な情報提供並びに緊急時の対応等についてお願いをしてきたところです。

昨今の児童虐待が疑われる死亡事例についても、従前と同様、各自治体やこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会等において検証が行われ、判明した課題等に応じ、必要な対応が行われることとなりますが、**まずは、こどもと日々の接点を有する学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「学校等」という。）と市町村・児童相談所等との間で、こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に係る情報やリスク判断の鍵となる重要な情報の認識が十分に共有された上で、こどもや家族の状況等を踏まえたアセスメントやそれに基づく適切な対応がとられる等の連携体制の構築が重要です。**

これを踏まえ、連名通知の趣旨、目的及び内容について、保育所等の関係機関について改めて周知徹底を図るよう、お願いします。

また、この平成31年の連名通知について、学校等において参照いただくことを目的とし、別添2のとおり内容のポイントとなる事項を整理しています。本資料について、市町村の虐待担当部署及び児童相談所の連絡先も含めて管内の学校等に対して周知いただくとともに、それぞれの学校等において、こどもと日々の接点を有する教諭、保育士等に対し、職員会議等の機会において周知することや職員室等の各教諭、保育士等が参照しやすい場所へ掲示すること等の方法により、恒常的に確認されるような対応をお願いします。

さらに、市町村の児童虐待担当部署及び児童相談所においては、学校等から情報提供又は通告を受けた場合には、平成31年の連名通知及び「気づきのポイント情報共有ツール」（令和4年度厚生労働省保健福祉調査委託費調査研究事業「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査報告書」（別添3）等を踏まえ、組織的なリスク評価等を実施するとともに、家庭訪問等による安全確認や、市町村の児童虐待担当部署から児童相談所への通告等の適切な対応に引き続き尽力をいただくようお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村（児童福祉主管部局）（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）及び関係機関への周知をお願いいたします。

なお、本通知については、**別途文部科学省より**、都道府県（私立学校主管部局）、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人並びに小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体へ周知するとともに、都道府県（私立学校主管部局）から所轄の私立学校へ、都道府県教育委員会から管内市区町村教育委員会及び所管の学校へ、指定都市教育委員会から所管の学校へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人から附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人からその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体から認可した小中高等学校へ周知されますので、申し添えます。

また、公立の小中学校に別添2を周知する際には、市町村の児童虐待担当部署等において連絡先を記入し、市町村教育委員会へ周知媒体を送付するようお願いいたします。

【本件についての問合せ先】

●本通知全般について

こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係

TEL：03-6859-0082

●保育所及び地域型保育事業並びに認定こども園について

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

TEL：03-6858-0058

●認可外保育施設について

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

TEL：03-6858-0133

府子本第 190 号
30 文科初第 1618 号
子発 0228 第 3 号
障発 0228 第 3 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。